

○財務省告示第三百八十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年十一月三十日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

五	四	三	二	一	表第一の六の項名 関税暫定措置法別	輸入数量
					一四、九八二トン	八三五トン

六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	
六トン	九・一三トン	一・一三トン	二三、〇二三トン	三、一四四トン	二、七八五トン	四〇、一六五トン	三、一七九、〇二八トン	八五二、〇二一トン	三六九、九九六トン	一、二四五トン	一〇、一七〇トン	五三、八〇四トン	九、七八四トン	六〇〇トン	一六二トン
六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	
六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	
六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二一	一六、五五一トン
四一六トン	五トン	五、一八二トン	二、三三八トン	○トン	一四トン	二、五八七トン	四二五トン		